

第40号議案

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月20日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

豊川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年豊川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造、建築設備又は用途の制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）</p> <p>第12条 西原足山田地区整備計画区域、大木工業団地地区整備計画区域及び白鳥工業団地地区整備計画区域を除く対象区域の建築物の敷地が当該対象区域の内外にわたる場合における第4条の規定の適用については、その敷地の過半が当該対象区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該対象区域に属さないときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項</p> <p>_____</p> <p>_____の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造、建築設備又は用途の制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置）</p> <p>第12条 西原足山田地区整備計画区域及び大木工業団地地区整備計画区域</p> <p>_____を除く対象区域の建築物の敷地が当該対象区域の内外にわたる場合における第4条の規定の適用については、その敷地の過半が当該対象区域に属するときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該対象区域に属さないときは当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定</p>

を適用しない。

を適用しない。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称		区域		名称		区域	
(略)				(略)			
光明地区整備計画区域		(略)		光明地区整備計画区域		(略)	
白鳥工業団地地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された東三河都市計画白鳥工業団地地区計画の区域					
別表第2（第4条、第6条—第11条関係）				別表第2（第4条、第6条—第11条関係）			
対象区域		制限		対象区域		制限	
名称	計画地区			名称	計画地区		
(略)				(略)			
西原足山田地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 (略) 2 物流施設（ <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> （平成17年法律第85号）第4条第1号に定める流通業務の用に供する建築物をいう。）及びこれに附属する建築物	西原足山田地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 (略) 2 物流施設（ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> （平成17年法律第85号）第2条第1号に定める流通業務の用に供する建築物をいう。）及びこれに附属する建築物
(略)				(略)			
大木工業団地地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 (略) 2 物流施設（ <u>物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号</u> に定める流通業務の用に供する建築物をいう。）及びこれに附属する建築物	大木工業団地地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 (略) 2 物流施設（ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号</u> に定める流通業務の用に供する建築物をいう。）及びこれに附属する建築物

		(略)	
光明地区整備計画区域	(略)		
白鳥工業団地地区整備計画区域	全域	用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>1 工場（統計法第2条第9項に定める統計基準である日本標準産業分類のうち大分類E－製造業に分類される産業の用に供する工場に限る。）及び当該工場に併設される研究開発施設（当該工場において製造するものに関連する研究又は開発を行うための建築物をいう。）並びにこれらに附属する建築物（次に掲げる建築物を除く。）</p> <p>(1) 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業の用に供するもの</p> <p>(2) 令第130条の9の表準工業地域の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供するもの</p> <p>2 物流施設（物資の流通の効率化に関する法律第4条第1号に定める流通業務の用に供する建築物をいう。）及びこれに附属する建築物（前項各号に掲げる建築物を除く。）</p>
		敷地面	3,000平方メートル

	(略)
光明地区整備計画区域	(略)

		<p><u>積の最低限度</u></p> <p><u>壁面の位置の制限</u></p> <p>外壁等の面からの距離は、道路境界線又は水路境界線までは4メートル以上、隣地境界線までは2メートル以上であること。ただし、守衛室（当該建築物を管理する者が勤務する当該建築物に附属する建築物であつて、かつ、当該建築物の軒の高さが3メートル以下のものをいう。）又はこれに類する用途に供する建築物にあつては、この限りでない。</p>	
--	--	---	--

附 則

この条例は、東三河都市計画白鳥工業団地地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定並びに別表第2西原足山田地区整備計画区域の項及び大木工業団地地区整備計画区域の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地区計画の区域内における建築物の制限を行う区域に白鳥工業団地地区計画の区域を追加するとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。